

第14回 起草委員会 論点確認事項

時間：平成21年2月4日（水）19時00分～22時39分

会場：第2庁舎地階第1会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：永井（総合政策課） 沼口（総務課）

1. 各部会からの意見を踏まえた「手引き」の修正について

全体的に

- ・説明の中では「旨」という表現を使用しているが、部会からの意見を踏まえて「こと」に修正している。法律用語として使用している場合があるものの、正確さよりも分かりやすさを優先して修正するものとする。
- ・「手引き」は、全戸配布するのではなく、条例の概要版を新年度に全戸配布する予定であるので、その点は、運営調整部会で諮っていただくようにする。
- ・箇条書きにできるものは箇条書きにしてはどうか。
- ・市民の定義で、「市民とは幅広く捉え」というのは文章として違和感があるので、「市民とは市内に在住・・・として幅広く捉えています」のほうがよい。

第2条の(2)の2行目～4行目は削除

- ・説明の出だしは、「この条例では・・・」からはじめてよいと思う。
- ・文章をなるべく短くしたほうがよい。
- ・前文はですます調にしています、といった説明は読めば分かるので入れなくてよいので削除する。

前文

- ・前文の説明は長すぎるという意見があったが、これは残しておいたほうが10年、20年先もわかりやすいと思う。

第1条

修正事項 (1) 条例は通常第一条に目的を置く、という説明は削除する。

修正事項 (2) は 市民の役割と権利、市の役割・責務、市政運営の基本事項を定めたものです、とする。

第2条

検討事項 職員の説明として「なお、職員はこれらの執行機関に任命されるものです」と書き加えられないか検討する。

修正事項 調整部会では、NPOとか、町会とか、事業者が除かれるのではないかというご意見をたくさんいただいたところなので、ここでも企業やNPO等の法人を排除したこ

とにはならないと加える。

第3条

修正事項 「責任」という表現は削除する。

第5条

修正事項 (2)協働とは・・・など「と」一般的に言われています、とする。

検討事項 市民団体や事業者についても明記することを検討する。

第7条

修正事項 市民に市政への関心をもってもらいたいもののうち、選挙の話は具体例のひとつなので、「ここでは、選挙における・・・」と記述する。

修正事項 「参加」と「参画」を分けているが、「参加し参画」とする。

第9条

修正事項 (3)の「融合」は違和感があるので、「協働」を入れることとする。

修正事項 関連条文に5条を入れる。

検討事項 第1項で触れられている団体は自治を実現する担い手として尊重されると同時に、こうした団体が互いに協働することによってさらに暮らしやすい地域社会を実現されることを目指していますと説明することを検討する。

第12条

修正事項 「川口市情報公開条例はこの条文を具体的に制度化したものと位置づけられます」という記述にする。

第13条

修正事項 第12条と同様に「川口市個人情報保護条例はこの条文を具体的に制度化したものと位置づけられます」という記述にする。

第16条

修正事項 市民の市政参加の説明は、調整部会での議論を踏まえると前段は削除しても「このことがきっかけとなって・・・」はそのままにする。

第17条

修正事項 「市政の運営」の用語解説は第1条の説明として入れ、ここでは削除する。

第22条

検討事項 「市民の視点に立った」とは、「わかりやすく行政組織を整備すること」、「市

民ニーズに沿った」、「公的責任を果たせる行政組織を整備すること」と噛み砕いて説明することを検討する。

第 25 条

修正事項 「基本金、資本金等を出資している出資法人」とする。

- ・平成 21 年秋からの説明を入れているので、その前の指標の説明は削除してもいいのではないか

編集委員会では指標を入れるべきとの意見があったので、残すか削除するかは検討する。

第 26 条

修正事項 「施策の立案」ではなく、「政策の立案」とする。

修正事項 (1) の「定量的に」を「数値化して」とする。

第 28 条

- ・市政オンブズマンは少数意見を取り入れるところなので、欠点もあります。問題点としてこういうこともあるとさらっと書いたほうがよいのではないか。
- ・市政オンブズマンの説明は長いので、2 行目の「また、」以降を簡略化してはどうか。
- ・「迅速に処理する機関です。しかしながら、費用の観点から・・・」と記載してはどうか。

検討事項 説明の内容をもう少し、簡略化できないか検討する。

第 29 条

修正事項 公益通報者保護法の説明は削除する。

修正事項 第 12 条、第 13 条の説明と同様に (3) を「この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます」とする。

第 30 条

修正事項 間接民主制の説明のところで、「議会を通じた」は削除する。

検討事項 他の自治体で言われている「住民投票」を定めたものなのかという疑問については、あえて「市民投票」という名称にしているという点を少し加筆するよう検討する。

以上